

令和6年 第17回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和6年12月23日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第38号	宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について	1	○
議案第39号	宇都宮市社会教育委員の委嘱について	2	×

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第55号	臨時代理の報告について	3	○
報告第56号	令和6年12月議会一般質問の概要について	4	○
報告第57号	教育行政相談の内容と対応について	5	×
報告第58号	学校等事件・事故について	6	×

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	第17回うつのみや人づくりフォーラムの実施結果について	資料	○
(2)	第19回食育フェアの実施結果について	資料	○
(3)	令和6年度宇都宮市民大学公開講座について	資料	○

議案第 38 号

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように
制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 3 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則（平成 14 年教育委員会規則第 6 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 項第 1 号の表宇都宮市平石生涯学習センターの部ホール 1 の項
中「1, 790 円」を「1, 750 円」に, 「2, 690 円」を「2, 630 円」
に, 「2, 390 円」を「2, 340 円」に改め, 同部ホール 2 の項中
「2, 480 円」を「2, 430 円」に, 「2, 200 円」を「2, 160 円」
に改め, 同部ホール 3 の項中「1, 790 円」を「1, 750 円」に,
「2, 390 円」を「2, 340 円」に改め, 同部学習室 1 の項中「1, 310
円」を「1, 290 円」に, 「1, 970 円」を「1, 940 円」に,
「1, 750 円」を「1, 720 円」に改め, 同表宇都宮市瑞穂野生涯学習セン
ターの部ホール 1 の項中「1, 940 円」を「1, 930 円」に,
「2, 910 円」を「2, 890 円」に, 「2, 590 円」を「2, 570 円」
に改め, 同部学習室 2 の項中「840 円」を「820 円」に, 「760 円」を
「730 円」に改め, 同部和室 1 の項及び和室 2 の項中「760 円」を
「740 円」に改め, 同表宇都宮市豊郷生涯学習センターの部ホール 1 の項中
「2, 170 円」を「1, 960 円」に, 「3, 260 円」を「2, 940 円」
に, 「2, 900 円」を「2, 620 円」に改め, 同部ホール 2 の項及びホール
3 の項中「1, 860 円」を「1, 760 円」に, 「2, 730 円」を
「2, 640 円」に, 「2, 510 円」を「2, 340 円」に改め, 同部学習室
1 の項中「800 円」を「710 円」に, 「1, 180 円」を「1, 070 円」

に、「1,050円」を「950円」に改め、同部学習室2の項中「530円」を「480円」に、「820円」を「730円」に、「730円」を「650円」に改め、同部学習室3の項中「1,750円」を「1,660円」に、「1,530円」を「1,470円」に改め、同表宇都宮市国本生涯学習センターの部ホール1の項中「2,920円」を「2,790円」に、「4,380円」を「4,190円」に改め、同部ホール2の項中「2,050円」を「1,970円」に、「3,080円」を「2,950円」に改め、同部学習室の項中「1,050円」を「1,020円」に、「1,590円」を「1,530円」に改め、同部調理実習室の項中「1,290円」を「1,230円」に、「1,930円」を「1,850円」に改め、同部工作実習室の項中「1,070円」を「1,030円」に、「1,610円」を「1,550円」に改め、同部集会室の項中「710円」を「680円」に、「1,060円」を「1,020円」に改め、同部和室1の項中「810円」を「780円」に改め、同部和室2の項中「830円」を「800円」に改め、同表宇都宮市城山生涯学習センターの部ホール1の項中「3,080円」を「3,030円」に、「4,620円」を「4,540円」に、「4,110円」を「4,040円」に改め、同部学習室1の項及び学習室2の項中「950円」を「930円」に改め、同部学習室3の項中「1,270円」を「1,250円」に、「1,910円」を「1,870円」に、「1,690円」を「1,660円」に改め、同部学習室4の項中「1,050円」を「1,030円」に、「930円」を「910円」に改め、同部調理実習室の項中「1,000円」を「990円」に、「1,510円」を「1,480円」に、「1,340円」を「1,320円」に改め、同部工作実習室の項中「980円」を「960円」に改め、同部集会室の項中「430円」を「410円」に改め、同部和室1の項中「620円」を「600円」に改め、同部和室2の項中「650円」を「630円」に、「580円」を「560円」に改め、同表宇都宮市富屋生涯学習センターの部ホール1の項中「4,210円」を「4,190円」に、「3,740円」を「3,720円」に改め、同部ホール2の項中「1,920円」を「1,910円」に、「2,880円」を「2,860円」に、「2,560円」を「2,540円」に改め、同部学習室

の項及び工作実習室の項中「1, 020円」を「1, 000円」に改め、同表宇都宮市篠井生涯学習センターの部ホール1の項中「1, 880円」を「1, 840円」に、「2, 820円」を「2, 760円」に、「2, 510円」を「2, 450円」に改め、同部ホール2の項中「1, 310円」を「1, 280円」に、「1, 970円」を「1, 930円」に、「1, 750円」を「1, 710円」に改め、同部学習室1の項中「1, 000円」を「980円」に、「890円」を「870円」に改め、同部学習室2の項中「860円」を「840円」に改め、同部調理実習室の項中「1, 280円」を「1, 250円」に、「1, 920円」を「1, 880円」に、「1, 700円」を「1, 670円」に改め、同部工作実習室の項中「840円」を「820円」に、「1, 260円」を「1, 230円」に、「1, 120円」を「1, 090円」に改め、同部集会室の項中「570円」を「550円」に、「850円」を「830円」に、「760円」を「730円」に改め、同部和室1の項中「600円」を「580円」に、「900円」を「880円」に、「800円」を「780円」に改め、同部和室2の項中「490円」を「460円」に、「720円」を「700円」に、「640円」を「620円」に改め、同表宇都宮市雀宮生涯学習センターの部ホール1の項中「1, 690円」を「1, 630円」に、「2, 530円」を「2, 440円」に、「2, 250円」を「2, 170円」に改め、同部ホール2の項中「1, 700円」を「1, 640円」に、「2, 560円」を「2, 470円」に、「2, 280円」を「2, 190円」に改め、同部学習室1の項中「990円」を「960円」に、「1, 490円」を「1, 430円」に、「1, 320円」を「1, 280円」に改め、同部学習室2の項中「1, 180円」を「1, 130円」に、「1, 040円」を「1, 010円」に改め、同部学習室3の項中「680円」を「660円」に、「1, 030円」を「990円」に、「920円」を「880円」に改め、同部料理実習室の項中「1, 510円」を「1, 460円」に改め、同部集会室1の項中「430円」を「400円」に、「630円」を「600円」に、「560円」を「540円」に改め、同部和室2の項中「870円」を「850円」に改める。

別表第2第2項第1号アの表ホールAの項及びホールBの項中「3, 140

円」を「2, 760円」に, 「4, 710円」を「4, 140円」に,
「4, 190円」を「3, 680円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 使用料等の額の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年条例 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第1項第1号の表及び第2項第1号アの表の規定は, この規則の施行の日以後に行われた使用申請の許可に係る使用料から適用し, 同日前までに行われた使用申請の許可に係る使用料については, なお従前の例による。

(提案の理由)

使用料等については, 市民負担の公平性を確保し, 受益者負担の適正化を図るため, おおむね4年ごとに全面見直しを行っており, 令和7年度が改定の年度となることから, 当該見直しに伴う使用料の改定をしようとするものです。

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

本市の使用料・手数料等については、市民負担の公平性を確保し、受益者負担の適正化を図るため、おおむね4年ごとに全面見直しを行っており、令和7年度が改定の年度となることから、当該見直しに伴う生涯学習センターの使用料を改定しようとするもの

2 使用料の料金改定の考え方

(1) 改定の基準

サービス提供に係る全ての経費を原価とした、原価算定方式によるコスト算定を行い、現行料金が原価率（※）100パーセント以上のものについては料金を引き下げ、原価率50パーセント未満のものについては料金を引き上げることを原則として改定する。

※ $\text{原価率} = \{ \text{現行料金} \div (\text{原価} \times \text{受益者負担率} \times 1.1) \} \times 100$

・ 使用料の受益者負担率の考え方

区分	受益者負担率	適用
全面的に受益者負担	100%	便益が特定されるサービスなど (駐車場使用料, 墓園使用料等)
大部分を受益者負担	75%	民間等との競合的なサービスなど (ホール・会議室使用料等)
公費と受益者で負担	50%	選択的なサービスなど (体育館・運動場使用料等)
大部分を公費負担	25%	基礎的以上のサービスなど (交通公園使用料, 展望塔使用料)
全面的に公費負担	0%	必需サービスなど (公衆便所・道路・公園等)

(2) 改定の単位

原則、使用料については10円単位で改定する。

3 改正内容

(1) 引き下げる使用料（主なもの）（第4条関係）

施設	室名	改正前	改正後
平石生涯学習センター	ホール1（午前）	1, 790円	1, 750円
瑞穂野生涯学習センター	ホール1（午前）	1, 940円	1, 930円
豊郷生涯学習センター	ホール1（午前）	2, 170円	1, 960円
国本生涯学習センター	ホール1（午前）	2, 920円	2, 790円
城山生涯学習センター	ホール1（午前）	3, 080円	3, 030円
富屋生涯学習センター	ホール1（午後）	4, 210円	4, 190円
篠井生涯学習センター	ホール1（午前）	1, 880円	1, 840円
雀宮生涯学習センター	ホール1（午前）	1, 690円	1, 630円
東生涯学習センター	ホールA（午前）	3, 140円	2, 760円

4 施行期日等

(1) 施行期日

この施行規則は、使用料等の額の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の施行の日から施行する。

(2) 経過措置

この規則の規定による改正後の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前までに行われた申請に係る使用料については、従前の例によることとする。

宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
新旧対照表

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
第 1 条から第 14 条まで [略]					第 1 条から第 14 条まで [同左]				
別表第 1 [略]					別表第 1 [同左]				
別表第 2 (第 4 条関係)					別表第 2 (第 4 条関係)				
1 生涯学習センター (宇都宮市東生涯学習センターを除く。)					1 生涯学習センター (宇都宮市東生涯学習センターを除く。)				
(1) 施設					(1) 施設				
宇都宮市中央生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市中央生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市西生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市西生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市南生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市南生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市北生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市北生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市平石生涯学習センターの部					宇都宮市平石生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前 9 時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前 9 時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市平石生涯学習センター	ホール 1	1, 7 9 0 円	2, 6 9 0 円	2, 3 9 0 円	宇都宮市平石生涯学習センター	ホール 1	<u>1, 7 5 0 円</u>	<u>2, 6 3 0 円</u>	<u>2, 3 4 0 円</u>
	ホール 2	1, 6 3 0 円	2, 4 8 0 円	2, 2 0 0 円		ホール 2	1, 6 3 0 円	<u>2, 4 3 0 円</u>	<u>2, 1 6 0 円</u>
	ホール 3	1, 7 9 0 円	2, 6 9 0 円	2, 3 9 0 円		ホール 3	<u>1, 7 5 0 円</u>	2, 6 9 0 円	<u>2, 3 4 0 円</u>
	学習室 1	1, 3 1 0 円	1, 9 7 0 円	1, 7 5 0 円		学習室 1	<u>1, 2 9 0 円</u>	<u>1, 9 4 0 円</u>	<u>1, 7 2 0 円</u>

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
学習室 2，調理実習室，工作実習室，集会室， 和室 1，和室 2 の項[略]					学習室 2，調理実習室，工作実習室，集会室， 和室 1，和室 2 の項[同左]				
宇都宮市清原生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市清原生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市横川生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市横川生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市瑞穂野生涯学習センターの部					宇都宮市瑞穂野生涯学習センターの部				
生涯学習セ ンター名	室名	金額			生涯学習セ ンター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市瑞穂野生涯学 習センター	ホール 1	1， 9 4 0 円	2， 9 1 0 円	2， 5 9 0 円	宇都宮市瑞穂 野生涯学習セ ンター	ホール 1	<u>1， 9 3 0</u> 円	<u>2， 8 9 0</u> 円	<u>2， 5 7 0</u> 円
	学習室 2	5 3 0 円	8 4 0 円	7 6 0 円		学習室 2	5 3 0 円	<u>8 2 0</u> 円	<u>7 3 0</u> 円
	和室 1	4 3 0 円	7 6 0 円	6 5 0 円		和室 1	4 3 0 円	<u>7 4 0</u> 円	6 5 0 円
	和室 2	4 3 0 円	7 6 0 円	6 5 0 円		和室 2	4 3 0 円	<u>7 4 0</u> 円	6 5 0 円
ホール 2，学習室 1，学習室 3，調理実習室， 工作実習室，集会室 の項 [略]					ホール 2，学習室 1，学習室 3，調理実習室， 工作実習室，集会室 の項 [同左]				

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市豊郷生涯学習センターの部					宇都宮市豊郷生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市豊郷生涯学習センター	ホール 1	2, 1 7 0 円	3, 2 6 0 円	2, 9 0 0 円	宇都宮市豊郷生涯学習センター	ホール 1	<u>1, 9 6 0 円</u>	<u>2, 9 4 0 円</u>	<u>2, 6 2 0 円</u>
	ホール 2	1, 8 6 0 円	2, 7 3 0 円	2, 5 1 0 円		ホール 2	<u>1, 7 6 0 円</u>	<u>2, 6 4 0 円</u>	<u>2, 3 4 0 円</u>
	ホール 3	1, 8 6 0 円	2, 7 3 0 円	2, 5 1 0 円		ホール 3	<u>1, 7 6 0 円</u>	<u>2, 6 4 0 円</u>	<u>2, 3 4 0 円</u>
	学習室 1	8 0 0 円	1, 1 8 0 円	1, 0 5 0 円		学習室 1	<u>7 1 0 円</u>	<u>1, 0 7 0 円</u>	<u>9 5 0 円</u>
	学習室 2	5 3 0 円	8 2 0 円	7 3 0 円		学習室 2	<u>4 8 0 円</u>	<u>7 3 0 円</u>	<u>6 5 0 円</u>
	学習室 3	1, 1 0 0 円	1, 7 5 0 円	1, 5 3 0 円		学習室 3	1, 1 0 0 円	<u>1, 6 6 0 円</u>	<u>1, 4 7 0 円</u>
調理実習室, 工作実習室, 和室 1, 和室 2 の項[略]					調理実習室, 工作実習室, 和室 1, 和室 2 の項[同左]				

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市国本生涯学習センターの部					宇都宮市国本生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市国 本生涯学習 センター	ホール 1	2, 9 2 0 円	4, 3 8 0 円	3, 1 6 0 円	宇都宮市国 本生涯学習 センター	ホール 1	<u>2, 7 9 0 円</u>	<u>4, 1 9 0 円</u>	3, 1 6 0 円
	ホール 2	2, 0 5 0 円	3, 0 8 0 円	2, 2 3 0 円		ホール 2	<u>1, 9 7 0 円</u>	<u>2, 9 5 0 円</u>	2, 2 3 0 円
	学習室	1, 0 5 0 円	1, 5 9 0 円	1, 1 5 0 円		学習室	<u>1, 0 2 0 円</u>	<u>1, 5 3 0 円</u>	1, 1 5 0 円
	調理実習室	1, 2 9 0 円	1, 9 3 0 円	1, 3 9 0 円		調理実習室	<u>1, 2 3 0 円</u>	<u>1, 8 5 0 円</u>	1, 3 9 0 円
	工作実習室	1, 0 7 0 円	1, 6 1 0 円	1, 1 7 0 円		工作実習室	<u>1, 0 3 0 円</u>	<u>1, 5 5 0 円</u>	1, 1 7 0 円
	集会室	7 1 0 円	1, 0 6 0 円	7 7 0 円		集会室	<u>6 8 0 円</u>	<u>1, 0 2 0 円</u>	7 7 0 円
	和室 1	5 3 0 円	8 1 0 円	5 9 0 円		和室 1	5 3 0 円	<u>7 8 0 円</u>	5 9 0 円
	和室 2	5 3 0 円	8 3 0 円	6 0 0 円		和室 2	5 3 0 円	<u>8 0 0 円</u>	6 0 0 円

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市城山生涯学習センターの部					宇都宮市城山生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市城山生涯学習センター	ホール 1	3, 0 8 0 円	4, 6 2 0 円	4, 1 1 0 円	宇都宮市城山生涯学習センター	ホール 1	<u>3, 0 3 0 円</u>	<u>4, 5 4 0 円</u>	<u>4, 0 4 0 円</u>
	学習室 1	6 3 0 円	9 5 0 円	8 4 0 円		学習室 1	6 3 0 円	<u>9 3 0 円</u>	8 4 0 円
	学習室 2	6 3 0 円	9 5 0 円	8 4 0 円		学習室 2	6 3 0 円	<u>9 3 0 円</u>	8 4 0 円
	学習室 3	1, 2 7 0 円	1, 9 1 0 円	1, 6 9 0 円		学習室 3	<u>1, 2 5 0 円</u>	<u>1, 8 7 0 円</u>	<u>1, 6 6 0 円</u>
	学習室 4	6 9 0 円	1, 0 5 0 円	9 3 0 円		学習室 4	6 9 0 円	<u>1, 0 3 0 円</u>	<u>9 1 0 円</u>
	調理実習室	1, 0 0 0 円	1, 5 1 0 円	1, 3 4 0 円		調理実習室	<u>9 9 0 円</u>	<u>1, 4 8 0 円</u>	<u>1, 3 2 0 円</u>
	工作実習室	6 5 0 円	9 8 0 円	8 7 0 円		工作実習室	6 5 0 円	<u>9 6 0 円</u>	8 7 0 円
	集会室	4 3 0 円	6 3 0 円	5 6 0 円		集会室	<u>4 1 0 円</u>	6 3 0 円	5 6 0 円
	和室 1	4 6 0 円	6 9 0 円	6 2 0 円		和室 1	4 6 0 円	6 9 0 円	<u>6 0 0 円</u>
	和室 2	4 3 0 円	6 5 0 円	5 8 0 円		和室 2	4 3 0 円	<u>6 3 0 円</u>	<u>5 6 0 円</u>

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市富屋生涯学習センターの部					宇都宮市富屋生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市富 屋生涯学習 センター	ホール 1	2, 8 0 0 円	4, 2 1 0 円	3, 7 4 0 円	宇都宮市富 屋生涯学習 センター	ホール 1	2, 8 0 0 円	<u>4, 1 9 0 円</u>	<u>3, 7 2 0 円</u>
	ホール 2	1, 9 2 0 円	2, 8 8 0 円	2, 5 6 0 円		ホール 2	<u>1, 9 1 0 円</u>	<u>2, 8 6 0 円</u>	<u>2, 5 4 0 円</u>
	学習室	1, 0 2 0 円	1, 5 1 0 円	1, 3 4 0 円		学習室	<u>1, 0 0 0 円</u>	1, 5 1 0 円	1, 3 4 0 円
	工作実習室	1, 0 2 0 円	1, 5 1 0 円	1, 3 4 0 円		工作実習室	<u>1, 0 0 0 円</u>	1, 5 1 0 円	1, 3 4 0 円
調理実習室, 集会室, 和室 1, 和室 2 の項 [略]					調理実習室, 集会室, 和室 1, 和室 2 の項 [同左]				

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市篠井生涯学習センターの部					宇都宮市篠井生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで			午前9時から 正午	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
宇都宮市篠井生涯学習センター	ホール 1	1, 8 8 0 円	2, 8 2 0 円	2, 5 1 0 円	宇都宮市篠井生涯学習センター	ホール 1	<u>1, 8 4 0 円</u>	<u>2, 7 6 0 円</u>	<u>2, 4 5 0 円</u>
	ホール 2	1, 3 1 0 円	1, 9 7 0 円	1, 7 5 0 円		ホール 2	<u>1, 2 8 0 円</u>	<u>1, 9 3 0 円</u>	<u>1, 7 1 0 円</u>
	学習室 1	6 6 0 円	1, 0 0 0 円	8 9 0 円		学習室 1	6 6 0 円	<u>9 8 0 円</u>	<u>8 7 0 円</u>
	学習室 2	5 7 0 円	8 6 0 円	7 6 0 円		学習室 2	5 7 0 円	<u>8 4 0 円</u>	7 6 0 円
	調理実習室	1, 2 8 0 円	1, 9 2 0 円	1, 7 0 0 円		調理実習室	<u>1, 2 5 0 円</u>	<u>1, 8 8 0 円</u>	<u>1, 6 7 0 円</u>
	工作実習室	8 4 0 円	1, 2 6 0 円	1, 1 2 0 円		工作実習室	<u>8 2 0 円</u>	<u>1, 2 3 0 円</u>	<u>1, 0 9 0 円</u>
	集会室	5 7 0 円	8 5 0 円	7 6 0 円		集会室	<u>5 5 0 円</u>	<u>8 3 0 円</u>	<u>7 3 0 円</u>
	和室 1	6 0 0 円	9 0 0 円	8 0 0 円		和室 1	<u>5 8 0 円</u>	<u>8 8 0 円</u>	<u>7 8 0 円</u>
	和室 2	4 9 0 円	7 2 0 円	6 4 0 円		和室 2	<u>4 6 0 円</u>	<u>7 0 0 円</u>	<u>6 2 0 円</u>
宇都宮市姿川生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市姿川生涯学習センターの部 [同左]				

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前					改 正 後				
宇都宮市雀宮生涯学習センターの部					宇都宮市雀宮生涯学習センターの部				
生涯学習センター名	室名	金額			生涯学習センター名	室名	金額		
		午前9時から 正午	午後0時30 分から午後5 時まで	午後5時30 分から午後9 時30分まで			午前9時から 正午	午後0時30 分から午後5 時まで	午後5時30 分から午後9 時30分まで
宇都宮市雀宮生涯学習センター	ホール1	1,690円	2,530円	2,250円	宇都宮市雀宮生涯学習センター	ホール1	<u>1,630円</u>	<u>2,440円</u>	<u>2,170円</u>
	ホール2	1,700円	2,560円	2,280円		ホール2	<u>1,640円</u>	<u>2,470円</u>	<u>2,190円</u>
	学習室1	990円	1,490円	1,320円		学習室1	<u>960円</u>	<u>1,430円</u>	<u>1,280円</u>
	学習室2	760円	1,180円	1,040円		学習室2	760円	<u>1,130円</u>	<u>1,010円</u>
	学習室3	680円	1,030円	920円		学習室3	<u>660円</u>	<u>990円</u>	<u>880円</u>
	料理実習室	1,100円	1,630円	1,510円		料理実習室	1,100円	1,630円	<u>1,460円</u>
	集会室1	430円	630円	560円		集会室1	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>540円</u>
	和室2	530円	870円	760円		和室2	530円	<u>850円</u>	760円
和室1, 南館実習室, 南館研修室, 南館講義室, 南館和室の項 [略]					和室1, 南館実習室, 南館研修室, 南館講義室, 南館和室の項 [同左]				
宇都宮市上河内生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市上河内生涯学習センターの部 [同左]				
宇都宮市河内生涯学習センターの部 [略]					宇都宮市河内生涯学習センターの部 [同左]				

1 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改正前	改正後																														
(2)附属設備 陶芸窯の部　〔略〕 2　宇都宮市東生涯学習センター (1) 施設 ア　ホール <table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>午前 9 時から正午まで</th><th>午後 1 時から午後 5 時まで</th><th>午後 6 時から午後 9 時 30 分まで</th></tr><tr><td>ホール A</td><td>3, 1 4 0 円</td><td>4, 7 1 0 円</td><td>4, 1 9 0 円</td></tr><tr><td>ホール B</td><td>3, 1 4 0 円</td><td>4, 7 1 0 円</td><td>4, 1 9 0 円</td></tr></table> イ　ホール以外の施設　〔略〕 (2) 附属設備等　〔略〕 別表第 3　〔略〕	室名	金額			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	ホール A	3, 1 4 0 円	4, 7 1 0 円	4, 1 9 0 円	ホール B	3, 1 4 0 円	4, 7 1 0 円	4, 1 9 0 円	(2)附属設備 陶芸窯の部　〔同左〕 2　宇都宮市東生涯学習センター (1) 施設 ア　ホール <table><tr><th rowspan="2">室名</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>午前 9 時から正午まで</th><th>午後 1 時から午後 5 時まで</th><th>午後 6 時から午後 9 時 30 分まで</th></tr><tr><td>ホール A</td><td><u>2, 7 6 0</u> 円</td><td><u>4, 1 4 0</u> 円</td><td><u>3, 6 8 0</u> 円</td></tr><tr><td>ホール B</td><td><u>2, 7 6 0</u> 円</td><td><u>4, 1 4 0</u> 円</td><td><u>3, 6 8 0</u> 円</td></tr></table> イ　ホール以外の施設　〔同左〕 (2) 附属設備等　〔同左〕 別表第 3　〔同左〕	室名	金額			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで	ホール A	<u>2, 7 6 0</u> 円	<u>4, 1 4 0</u> 円	<u>3, 6 8 0</u> 円	ホール B	<u>2, 7 6 0</u> 円	<u>4, 1 4 0</u> 円	<u>3, 6 8 0</u> 円
室名		金額																													
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで																												
ホール A	3, 1 4 0 円	4, 7 1 0 円	4, 1 9 0 円																												
ホール B	3, 1 4 0 円	4, 7 1 0 円	4, 1 9 0 円																												
室名	金額																														
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時 30 分まで																												
ホール A	<u>2, 7 6 0</u> 円	<u>4, 1 4 0</u> 円	<u>3, 6 8 0</u> 円																												
ホール B	<u>2, 7 6 0</u> 円	<u>4, 1 4 0</u> 円	<u>3, 6 8 0</u> 円																												

報告第55号

臨時代理の報告について

宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2第1項の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月23日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

1 臨時代理の理由

令和6年第4回宇都宮市議会に付議する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたが、緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がなかったことから、臨時に代理し、異議がない旨回答したことを報告するものである。

2 臨時代理した事項

- (1) 教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見の提出
 - ・令和6年度宇都宮市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する事務に係る部分
 - ・宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

3 意見提出

別紙のとおり

参照 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則第4条の2



宮教企第675-1号
令和6年12月3日

宇都宮市長 佐藤 栄一様

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について（回答）

令和6年12月3日付宮行第1261号により意見を求められた令和6年第4回市議会定例会に付議する予定の下記の議案については、異議ありません。

記

- 1 令和6年度宇都宮市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する事務に係る部分
- 2 宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正



宮行第1261号
令和6年12月3日

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄 様

宇都宮市長 佐藤 栄
(行政経営部行政経営課扱)



教育委員会に係る議会の議決を経るべき事件の議案の作成について

令和6年第4回市議会定例会に付議する予定である下記の議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 令和6年度宇都宮市一般会計補正予算（第5号）のうち教育に関する事務に係る部分
- 2 宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

令和 6 年度宇都宮市一般会計補正予算（第 5 号）のうち
教育に関する事務に係る部分

(歳出)

(単位 千円)

款	補 正 額	主 な 内 容
50 教育費	99,273	・ 給与改定に伴う補正 会計年度任用職員給与費 99,273
補 正 予 算 額	99,273	

宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、扶養手当などの諸手当を見直すほか、市議会議員及び特別職の職員の期末手当の引上げ等をしようとするもの

2 主な改正の内容

(1) 宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

ア 給料表の改定

民間給与との較差を埋めるため、給料月額を若年層に重点を置き、全体的に引き上げる。

区分	平均給料月額		改定額	改定率	平均年齢
	改正前	改正後			
行政職	325,814 円	335,935 円	10,121 円	3.11%	42歳 4月
消防職	342,086 円	354,061 円	11,975 円	3.50%	41歳 5月
平均	328,364 円	338,776 円	10,412 円	3.17%	42歳 3月

イ 期末手当の改定

民間給与との較差を埋めるため、期末手当の支給割合を引き上げる。

区分		6月	12月	合計
改正前	一般職員	122.5/100	122.5/100	245/100
	管理職員	102.5/100	102.5/100	205/100
	再任用職員	68.75/100	68.75/100	137.5/100
改正後	令和6年度	一般職員	<u>127.5/100</u>	<u>250/100</u>
		管理職員	<u>107.5/100</u>	<u>210/100</u>
		再任用職員	<u>71.25/100</u>	<u>140/100</u>
	令和7年度以降	一般職員	<u>125/100</u>	<u>250/100</u>
		管理職員	<u>105/100</u>	<u>210/100</u>
		再任用職員	<u>70/100</u>	<u>140/100</u>

※ 管理職員とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものをいう。

ウ 勤勉手当の改定

民間給与との較差を埋めるため、勤勉手当の支給割合を引き上げる。

区分		6 月	1 2 月	合計
改正前	一般職員	102.5/100	102.5/100	205/100
	管理職員	122.5/100	122.5/100	245/100
	再任用職員	48.75/100	48.75/100	97.5/100
改正後	令和6年度	一般職員	102.5/100	107.5/100
		管理職員	122.5/100	127.5/100
		再任用職員	48.75/100	51.25/100
	令和7年度以降	一般職員	105/100	105/100
		管理職員	125/100	125/100
		再任用職員	50/100	50/100

エ 給料表の切替

3級から7級（主任主事から課長級）までの1号近辺の号給を削除し、給料月額
の最低額を上げるとともに、8級及び9級（次長級及び部長級）の号給を見直し、
職責重視の給料体系に変更する。

オ 扶養手当の見直し

配偶者及び子に対する扶養手当の額を段階的に変更する。

区分		改正前	改正後		
扶養親族	行政職 給料表	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度以降
配偶者	7級以下	6,500円	4,500円	2,500円	0円
	8級	3,500円	1,500円	0円	0円
	9級	0円	変更なし		
子		10,000円	11,000円	12,000円	13,000円

※ 消防職については、行政職に相当する職務の級とする。

カ 地域手当の見直し

国により算出された本市の賃金指数等を考慮し、本市内においては級地区分の設
定によらず、支給割合を100分の6とする。

キ 通勤手当の見直し

1か月の支給限度額を55,000円から150,000円に変更するとともに、
育児や介護等の理由による転居であって、新幹線等による通勤を必要とする職員に
についても支給を認める。

- (2) 宇都宮市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正及び宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第５条から第８条まで関係）

期末手当の改定

一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に準じて改定する。

区分		６月	１２月	合計
改正前		225/100	225/100	450/100
改正後	令和６年度	225/100	<u>235/100</u>	<u>460/100</u>
	令和７年度以降	<u>230/100</u>	<u>230/100</u>	<u>460/100</u>

- (3) 宇都宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

（第９条関係）

通勤に係る費用弁償の見直し

一般職の職員の通勤手当に準じ、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の１か月の支給限度額を５５，０００円から１５０，０００円に変更する。

- (4) 宇都宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第１０条関係）

宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

３ 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日。ただし、２(1)イからキ、(2)、(3)及び(4)のうち令和７年度以降に係る改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

- (2) 適用日

ア 給料表に関すること

２(1)アの改正規定は、令和６年４月１日から適用する。

イ 期末手当及び勤勉手当に関すること

２(1)イ及びウ、(2)並びに(3)のうち令和６年度に係る改正規定は、令和６年１２月１日から適用する。

議案第 号

宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月 日提出

宇都宮市長 佐藤 栄一

宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第2項各号列記以外の部分中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に、「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

第21条の9第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の122.5」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の51.25」に、「100分の58.75」を「100分の61.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100
	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800
	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300
	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000

38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000		
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400		
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100		
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600		
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000		
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400		
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800		
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200		
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600		
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000		
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300		
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600		
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000		
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300		
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600		
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900		
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800			
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100			
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400			
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600			
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900			
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200			
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500			
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700			
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000			
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300			
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500			
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700			
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000			
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300			
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500			
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700			
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000			
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300			
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500			

81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				
117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				

	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消 防 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	211,600	232,600	255,500	290,400	320,000	342,400	364,800	393,500	430,500	465,500
	2	214,000	234,800	257,500	291,700	321,700	344,100	366,500	395,300	432,300	468,600
	3	216,400	237,000	259,700	293,000	323,400	345,700	368,200	397,000	434,200	471,600
	4	218,800	239,200	261,900	294,200	325,100	347,300	369,900	398,700	436,100	474,600
	5	221,200	241,400	264,000	295,400	326,600	348,900	371,600	400,300	437,500	477,600
	6	223,600	243,400	265,300	296,400	328,000	350,000	373,200	401,800	439,100	480,600
	7	226,000	245,400	266,600	297,400	329,300	351,100	374,800	403,300	440,700	483,600
	8	228,200	247,200	267,900	298,300	330,600	352,200	376,400	404,800	442,100	486,700
	9	230,400	249,000	269,200	298,900	331,900	353,300	377,900	406,200	443,500	489,400
	10	232,500	250,700	270,500	299,600	333,400	355,000	379,500	407,800	445,200	492,500
	11	234,600	252,400	271,800	300,300	334,900	356,700	381,100	409,400	446,800	495,500
	12	236,600	253,800	273,100	301,000	336,400	358,300	382,600	410,900	448,200	498,600
	13	238,600	255,200	274,400	301,700	337,900	359,900	384,100	412,400	449,100	501,300
	14	240,600	257,000	275,600	302,400	339,300	361,600	385,800	414,500	450,700	503,600
	15	242,600	258,400	276,700	303,100	340,600	363,200	387,500	416,500	452,500	505,900
	16	244,200	259,900	278,200	303,700	341,900	364,800	389,200	418,600	454,300	508,200
	17	245,800	261,400	279,500	304,400	343,200	366,400	390,700	420,300	455,800	510,200
	18	247,300	262,600	280,800	305,200	344,800	368,000	392,300	421,900	457,600	511,600
	19	248,800	263,800	282,100	305,900	346,400	369,600	393,900	423,500	459,400	513,100
	20	250,300	264,900	283,300	306,700	348,000	371,200	395,500	425,000	461,100	514,500
	21	251,800	266,200	284,500	307,400	349,500	372,800	397,100	426,500	462,700	515,700
	22	253,400	267,400	285,100	308,200	351,100	374,400	398,700	428,100	464,400	517,100
	23	254,900	268,700	285,700	309,200	352,700	376,000	400,300	429,500	466,000	518,600
	24	256,400	270,000	286,300	310,100	354,200	377,600	401,900	430,900	467,800	520,100
	25	257,900	271,400	286,800	311,000	355,700	379,200	403,400	432,000	469,300	521,200
	26	259,100	272,800	287,400	312,300	357,300	380,800	405,400	433,400	470,700	522,300
	27	260,300	274,100	288,000	313,600	358,900	382,400	407,400	434,900	472,200	523,500
	28	261,500	275,400	288,500	314,900	360,400	384,000	409,400	436,400	473,500	524,700
	29	262,700	276,400	289,000	316,200	361,900	385,600	410,900	437,700	474,700	525,700
	30	264,000	277,700	289,600	317,700	363,500	387,200	412,600	439,400	475,400	526,600
	31	265,300	279,000	290,100	319,000	365,100	388,900	414,200	441,000	476,100	527,500
	32	266,600	280,200	290,600	320,100	366,700	390,600	415,900	442,600	476,700	528,400
	33	267,900	281,400	291,100	321,100	368,100	392,300	417,500	444,000	477,200	529,200
	34	269,400	282,000	291,700	322,300	369,800	394,300	419,000	445,700	477,900	530,100
	35	270,700	282,600	292,200	323,500	371,500	396,200	420,500	447,400	478,500	530,800
	36	272,100	283,200	292,700	324,600	373,100	398,100	421,900	449,000	479,100	531,300
	37	273,100	283,700	293,200	325,700	374,700	399,800	423,100	450,400	479,400	532,000
	38	274,400	284,300	293,800	326,900	376,300	401,200	424,600	451,100	480,000	532,600
	39	275,700	284,900	294,400	328,100	377,900	402,400	426,100	451,800	480,500	533,400

40	276,900	285,500	295,000	329,200	379,600	403,700	427,500	452,500	481,000	534,000
41	278,100	286,000	295,700	330,300	381,300	404,700	429,000	452,900	481,500	534,500
42	278,700	286,600	296,400	331,500	383,300	405,800	430,300	453,400	481,900	
43	279,300	287,200	297,100	332,700	385,300	406,800	431,500	454,000	482,300	
44	279,900	287,700	297,800	333,900	387,300	407,800	432,700	454,600	482,700	
45	280,300	288,200	298,400	335,100	389,000	408,900	433,700	455,200	483,000	
46	280,900	288,700	299,300	336,300	390,700	410,100	434,400	455,900		
47	281,400	289,200	300,100	337,500	392,200	411,200	435,200	456,400		
48	281,900	289,700	300,900	338,700	393,700	412,300	435,900	456,900		
49	282,400	290,300	301,700	339,900	394,900	413,500	436,400	457,400		
50	283,000	290,800	302,800	341,200	395,900	414,300	436,800	457,700		
51	283,500	291,400	303,900	342,400	396,900	415,100	437,200	458,000		
52	284,000	292,000	304,900	343,600	397,900	415,700	437,500	458,400		
53	284,500	292,600	305,900	344,800	399,000	416,200	437,800	458,800		
54	285,100	293,300	307,000	346,200	400,100	416,900	438,100	459,000		
55	285,600	294,000	308,000	347,500	401,200	417,600	438,400	459,300		
56	286,100	294,700	309,100	348,800	402,300	418,200	438,700	459,500		
57	286,600	295,300	310,100	349,700	403,600	418,900	438,900	459,900		
58	287,100	296,200	311,200	351,000	404,400	419,300	439,200	460,100		
59	287,600	297,000	312,300	352,200	405,200	419,900	439,500	460,300		
60	288,100	297,800	313,400	353,400	405,800	420,500	439,800	460,500		
61	288,600	298,600	314,400	354,600	406,300	420,900	440,100	460,900		
62	289,100	299,500	315,500	356,000	407,000	421,300	440,400			
63	289,600	300,400	316,600	357,400	407,700	421,800	440,700			
64	290,100	301,300	317,700	358,800	408,400	422,300	441,000			
65	290,600	302,100	318,700	360,100	408,700	422,800	441,200			
66	291,100	303,000	319,800	361,600	409,400	423,400	441,500			
67	291,600	303,800	320,900	363,100	410,100	423,800	441,800			
68	292,100	304,600	322,000	364,500	410,600	424,200	442,100			
69	292,600	305,500	323,000	365,700	411,000	424,600	442,300			
70	293,100	306,400	324,200	367,100	411,400	424,900	442,600			
71	293,600	307,300	325,400	368,400	411,900	425,200	442,900			
72	294,100	308,200	326,600	369,800	412,400	425,500	443,100			
73	294,600	309,000	327,300	370,900	412,900	425,800	443,300			
74	295,200	309,900	328,600	372,100	413,300	426,100	443,600			
75	295,800	310,800	329,900	373,300	413,800	426,400	443,900			
76	296,300	311,600	331,200	374,500	414,300	426,600	444,200			
77	296,800	312,300	332,500	375,800	414,800	426,800	444,400			
78	297,400	313,200	333,900	377,000	415,300	427,100	444,700			
79	298,000	314,100	335,300	378,200	415,900	427,400	445,000			
80	298,600	315,100	336,700	379,300	416,400	427,600	445,300			
81	299,200	316,000	338,000	380,400	416,800	427,800	445,500			
82	299,900	317,100	339,600	381,600	417,400	428,100	445,800			
83	300,600	318,100	341,100	382,700	417,900	428,400	446,100			
84	301,200	319,100	342,600	383,900	418,100	428,600	446,400			

85	301,800	320,000	344,000	385,000	418,400	428,800	446,600			
86	302,500	321,000	345,500	385,600	418,900	429,100				
87	303,200	322,000	347,000	386,100	419,200	429,400				
88	303,900	323,000	348,400	386,600	419,500	429,600				
89	304,600	324,000	349,700	387,200	419,800	429,800				
90	305,400	325,300	350,900	387,800	420,200	430,100				
91	306,200	326,500	352,100	388,400	420,600	430,400				
92	306,900	327,700	353,400	389,000	421,000	430,600				
93	307,400	328,900	354,700	389,300	421,300	430,800				
94	308,300	330,200	356,200	389,800						
95	309,200	331,400	357,700	390,300						
96	310,000	332,600	359,100	390,800						
97	310,800	333,800	360,400	391,200						
98	311,800	335,100	361,600	391,600						
99	312,700	336,300	362,700	392,100						
100	313,600	337,500	363,900	392,600						
101	314,500	338,900	365,000	393,000						
102	315,500	339,800	366,100	393,500						
103	316,500	340,800	367,200	394,000						
104	317,400	341,900	368,300	394,500						
105	318,200	343,000	369,500	394,800						
106	318,800	344,100	370,000	395,200						
107	319,400	345,100	370,600	395,700						
108	320,000	346,100	371,200	396,000						
109	320,500	347,300	371,800	396,300						
110	321,000	348,300	372,300	396,800						
111	321,400	349,300	372,700	397,300						
112	321,900	350,200	373,200	397,800						
113	322,700	351,100	373,600	398,100						
114	323,400	352,000	374,000	398,600						
115	324,100	353,000	374,500	399,100						
116	324,700	354,000	375,000	399,600						
117	325,300	355,000	375,400	399,900						
118	326,000	355,400	375,900	400,400						
119	326,700	356,000	376,500	400,900						
120	327,500	356,600	377,000	401,400						
121	328,100	356,900	377,200	401,800						
122	328,400	357,300	377,700	402,300						
123	328,900	357,700	378,200	402,700						
124	329,400	358,100	378,600	403,200						
125	329,700	358,500	379,100	403,600						
126		358,900	379,600							
127		359,300	380,100							
128		359,700	380,600							
129		360,100	380,900							

	130		360,500	381,400							
	131		360,900	381,900							
	132		361,300	382,400							
	133		361,500	382,700							
	134		362,000	383,200							
	135		362,400	383,600							
	136		362,700	384,000							
	137		363,000	384,300							
	138		363,400	384,800							
	139		363,900	385,300							
	140		364,400	385,800							
	141		364,700	386,100							
	142		365,200								
	143		365,700								
	144		366,200								
	145		366,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「次項」を「次項各号」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 次の各号に掲げる職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（保健所等において医療業務に従事する医師の職員にあつては、57歳）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定めるもの

第9条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰

り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間にある」を「当該期間にある」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第13条の2第1項前段中「当該地域における民間の」を「宇都宮市の区域に在勤する職員及び当該地域における民間の」に改め、同項後段中「規則で定める地域」の右に「に所在する事務所」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「合計額に、」の右に「宇都宮市の区域にあつては100分の6を乗じて得た額と、規則で定める地域にあつては」を加え、「当該各号」を「当該各号」に改め、同項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号を削る。

第13条の2の2の次に次の1条を加える。

第13条の2の3 宇都宮市の区域若しくは第13条の2第1項の規則で定める地域若しくは事務所（以下この条において支給地域等）という。）に在勤する職員がその在勤する地域若しくは事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動若しくは移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合（同条第2項に定める割合をいう。）が宇都宮市の区域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、当該異動等の直後に在勤する地域若しくは事務所が支給地域等に該当しないこととなるとき、又は新たに職員となつた者が在勤する地域若しくは事務所に係る地域手当の支給割合が宇都宮市の区域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前条の規定により当該異動等に係るこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を

支給される場合を除き、前2条の規定にかかわらず、給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第14条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号本文中「以下この号及び次項」を「次項及び第5項」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号イ中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改め、「特別料金等の額」の右に「に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）」を加え、同条第4項中「前項の規定は、」の右に「新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第15条第3項中「第1項」を「新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該職員となつた直前の住居から当該職員となつた直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職

員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項」に改める。

第18条第4項各号列記以外の部分中「，正規の勤務時間外にした勤務」の右に「（勤務時間等条例第3条第1項，第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）」を加える。

第21条の4の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に，「勤務した」を「勤務をした」に改め，同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の右に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては，その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え，同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては，その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条の5第2項各号列記以外の部分中「100分の127.5」を「100分の125」に，「100分の107.5」を「100分の105」に改め，同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125」に，「100分の71.25」を「100分の70」に，「100分の107.5」を「100分の105」に，「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第21条の9第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の105」に，「100分の127.5」を「100分の125」に改め，同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に，「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第24条中「第13条まで，第13条の2の2及び第13条の3」を「第13条まで及び第13条の2の2」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		

38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		

80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			

	122		307,600							
	123		307,900							
	124		308,200							
	125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消 防 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000	510,200
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200	517,100
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200	522,300
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500	526,600
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500	530,100
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000	533,400
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000	536,400
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500	538,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700	540,900
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400		
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900		
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400		
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700		
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400		
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000		
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600		
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000		
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700		
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400		
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000		
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400		
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100		
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800		
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500		
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900		
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400		
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000		
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600		
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200		
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900		
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400		
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900		
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400		
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700		
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000		
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400		
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800		
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000		
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300		

40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		
79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400		
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600		
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800		
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100		
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400		
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600		

85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800				
86	302,500	321,000	345,500	387,800						
87	303,200	322,000	347,000	388,400						
88	303,900	323,000	348,400	389,000						
89	304,600	324,000	349,700	389,300						
90	305,400	325,300	350,900	389,800						
91	306,200	326,500	352,100	390,300						
92	306,900	327,700	353,400	390,800						
93	307,400	328,900	354,700	391,200						
94	308,300	330,200	356,200	391,600						
95	309,200	331,400	357,700	392,100						
96	310,000	332,600	359,100	392,600						
97	310,800	333,800	360,400	393,000						
98	311,800	335,100	361,600	393,500						
99	312,700	336,300	362,700	394,000						
100	313,600	337,500	363,900	394,500						
101	314,500	338,900	365,000	394,800						
102	315,500	339,800	366,100	395,200						
103	316,500	340,800	367,200	395,700						
104	317,400	341,900	368,300	396,000						
105	318,200	343,000	369,500	396,300						
106	318,800	344,100	370,000	396,800						
107	319,400	345,100	370,600	397,300						
108	320,000	346,100	371,200	397,800						
109	320,500	347,300	371,800	398,100						
110	321,000	348,300	372,300	398,600						
111	321,400	349,300	372,700	399,100						
112	321,900	350,200	373,200	399,600						
113	322,700	351,100	373,600	399,900						
114	323,400	352,000	374,000	400,400						
115	324,100	353,000	374,500	400,900						
116	324,700	354,000	375,000	401,400						
117	325,300	355,000	375,400	401,800						
118	326,000	355,400	375,900	402,300						
119	326,700	356,000	376,500	402,700						
120	327,500	356,600	377,000	403,200						
121	328,100	356,900	377,200	403,600						
122	328,400	357,300	377,700							
123	328,900	357,700	378,200							
124	329,400	358,100	378,600							
125	329,700	358,500	379,100							
126		358,900	379,600							
127		359,300	380,100							
128		359,700	380,600							
129		360,100	380,900							

	130		360,500	381,400							
	131		360,900	381,900							
	132		361,300	382,400							
	133		361,500	382,700							
	134		362,000	383,200							
	135		362,400	383,600							
	136		362,700	384,000							
	137		363,000	384,300							
	138		363,400	384,800							
	139		363,900	385,300							
	140		364,400	385,800							
	141		364,700	386,100							
	142		365,200								
	143		365,700								
	144		366,200								
	145		366,500								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)	基 準 給料月額 (円)
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200	458,800

備考 この表は，消防吏員に適用する。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の225」を「100分の235」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第5項を削る。

第10条第1項中「，第21条の4及び第21条の9」を「及び第21条の4」に改める。

(宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表を次のように改める。

在職期間	基準日	
	6月1日	12月1日
6箇月	100分の225	100分の235
5箇月以上6箇月未満	100分の180	100分の188
3箇月以上5箇月未満	100分の135	100分の141
3箇月未満	100分の67.5	100分の70.5

第6条 宇都宮市議会議員の議員報酬，費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正

する。

第9条第2項の表を次のように改める。

基準日 在職期間	6月1日	12月1日
6箇月	100分の230	100分の230
5箇月以上6箇月未満	100分の184	100分の184
3箇月以上5箇月未満	100分の138	100分の138
3箇月未満	100分の69	100分の69

(宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

基準日 在職期間	6月1日	12月1日
6箇月	100分の225	100分の235
5箇月以上6箇月未満	100分の180	100分の188
3箇月以上5箇月未満	100分の135	100分の141
3箇月未満	100分の67.5	100分の70.5

第8条 宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

基準日 在職期間	6月1日	12月1日
6箇月	100分の230	100分の230
5箇月以上6箇月未満	100分の184	100分の184
3箇月以上5箇月未満	100分の138	100分の138
3箇月未満	100分の69	100分の69

(宇都宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 宇都宮市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条中「55,000円」を「150,000円」に改める。

(宇都宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 宇都宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条の2前段中「，当該地域における民間の」を「，宇都宮市の区域に在勤する職員及び当該地域における民間の」に改め、同条後段中「管理者が定める地域」の右に「に所在する事務所」を加える。

第6条の2に次の1項を加える。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第17条の6第1項中「，第5条の3及び第15条」を「及び第15条」に改め、同条第2項中「，第5条の3」を削る。

第17条の7中「，第8条から第10条まで及び第13条」を「及び第8条から第10条まで」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定並びに附則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第21条の5第2項及び第3項並びに第21条の9第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を

除く。)による改正後の任期付職員条例の規定は令和6年4月1日から、第1条の規定(給与条例第21条の5第2項及び第3項並びに第21条の9第2項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第3条の規定(任期付職員条例第10条第2項の改正規定に限る。)による改正後の任期付職員条例の規定、第5条の規定による改正後の宇都宮市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定は令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の議員報酬等条例又は第7条の規定による改正後の特別職条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例若しくは第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与又は第5条の規定による改正前の宇都宮市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例若しくは第7条の規定による改正前の宇都宮市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例若しくは第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与又は第5条の規定による改正後の議員報酬等条例若しくは第7条の規定による改正後の特別職条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和9年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例(以下「第2条改正後の給与条例」という。)第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職9級職員等であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

と、

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については4,500円(行政職8級職員等にあつては1,500円)とする」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの並びに行政職9級職員等に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

と、

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)」

同条第3項中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「とする」とあるのは「前項第6号に該当する扶養親族については2,500円とする」とする。

- 8 切替日から令和9年3月31日までの間は、第10条の規定による改正後の宇都宮市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正後の企業職員給与条例」という。)第5条の規定は適用せず、改正後の企業職員給与条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同

じ。)」とする。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

9 第2条改正後の給与条例第14条第4項及び第15条第3項並びに改正後の企業職員給与条例第6条の2第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

10 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第4項関係）

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		

49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						

101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 消防職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		

49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						

101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						
116	112						
117	113						
118	114						
119	115						
120	116						
121	117						
122	118						
123	119						
124	120						
125	121						

(提案の理由)

国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当を引き上げるとともに、扶養手当などの諸手当を見直すほか、市議会議員及び特別職の職員の期末手当の引上げ等をしようとするものであります。

(人事課)

報告第56号

令和6年12月議会一般質問の概要について

令和6年12月議会一般質問の概要について、次のように報告する。

令和6年12月23日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

記

1 質問件数と項目

課 名	件数	項 目
学 校 管 理 課	3	○子育て支援について ・学校施設のエアコン設置について ○児童生徒1人1台端末の更新について ○市長の政治姿勢について ・石井小学校校舎整備について
学 校 教 育 課	8	○闇バイトから青少年を守る取組について ○小学校における専科教員の増員について ○小中学校における教員の働き方改革について ○小中学校におけるインクルーシブ教育について ・いじめ重大事態について ○結婚支援策について ○闇バイトについて ○学校教育について ・小学校における動物の飼育状況と今後の対応について ・いじめと不登校の要因について
学 校 健 康 課	8	○子育て支援について ・給食費無償化について ○小中学校における市長公約の全天候型のプールの整備と活用について ○市長の政治姿勢について ・市長の公約・所信表明について ○脳脊髄液減少症について ○学校給食における保護者負担の軽減について ○市長の公約に関すること ・学校給食について ・全天候型プールの授業利用について ○学校給食とオーガニックビレッジ宣言について

生涯学習課	3	○103万円の壁引上げに伴う影響と対策について ・子どもの家の需要増加について ○小中学校におけるインクルーシブ教育について ・子どもの家での対応について ○ネットリテラシーについて
教育センター	4	○市長の公約に関すること ・不登校対策について ○情報モラル教育について ○小中学校におけるインクルーシブ教育について ・いじめ重大事態を踏まえた今後の防止策について ○小中学校における不登校や自殺の対策について ・未然防止策について
合 計	26	

令和6年12月議会一般質問の概要

() 内は共管課

議 員	質 問 要 旨	答 弁 要 旨	担 当 課
12月11日 小林 紀夫 議員	2 子育て支援について (2) 給食費無償化について ・ 市長は公約で「市立小中学校の給食費の市単独補助」、「国や県と連携し無償化へ」とし、知事は「国の補助がなくても取り組む方向で市町と協議を進めたい」との考えを示したが、こうした状況を踏まえ、学校給食費無償化に向けた今後の対応について、伺う。	・ 年々、少子化が進行している流れを変えるためには、更なる子育て世帯の負担軽減が必要であると認識しており、学校給食費などへの支援は、優先的に取り組むべき方策の一つであると考えている。 ・ こうしたことから、本市としては、国・県と連携して進める無償化に向けた第一歩として、市立小中学校等における給食費に対して本市独自の負担軽減策を来年度、新たに実施するとともに、国や県と連携して無償化の具現化に向けて取り組んでいく。 (市長)	学 校 健 康 課 (保 育 課)

12月11日 小林 紀夫 議員	2 子育て支援について (3) 学校施設のエアコン設置について 現在、小学校特別教室へのエアコン設置を進めているが、中学校武道場への設置要望も出ており、設置を加速化するとともに、武道場への設置も進めてもらいたいと考えるが、伺う。	- 夏季における気温が急激に上昇している中、安全で快適な教育環境を確保するためには、児童生徒が使用する全ての学校施設への空調設備の早期設置が必要だと認識している。 - 本市においては、令和9年1月末の完了を目途に、来年1月から老朽化した空調設備の更新と併せて、小学校特別教室への設置工事に着手する予定であるが、1日でも早く快適な環境を確保できるよう、設置完了校から順次、使用を開始するとともに、更に工事スケジュールを短縮できるよう、学校や設置事業者等と調整を図っていく。 - 中学校の武道場については、学校や地域などから、空調設備の設置を望む声が数多く寄せられており、部活動や地域利用など、近年の猛暑により、利用に支障が出てきていることから、校舎空調設備の更新などと併せて、可能な限り、早期に設置できるよう取り組む。 (教育次長)	学 校 管 理 課
--------------------------------	---	--	------------------

12 月 11 日 舟本 肇 議員	6 小中学校における市長公約の全天候型のプールの整備と活用について 市長の公約に挙げた，市内 5 か所の全天候型プールの整備と，小中学校において施設の活用をどのように進めていくのか伺う。	全天候型プールの活用については，天候に左右されない計画的な授業の実施や監視体制の強化による安全確保などの効果が期待されることから，プールの老朽化が著しい学校から，積極的に活用していく。 （市長）	スポーツ都市推進課 （学 校 健 康 課）
----------------------------------	---	---	----------------------------------

12月11日 中塚 英範 議員	1 市長の政治姿勢について (1) 市長の公約・所信表明について - 市立小中学校の給食費を市単独で2025年度から毎月2千円補助することについて、必要となる予算とその財源について、伺う - 物価高騰の影響があっても、本市においては、給食の質と量を落とさない旨を明言いただきたいと思うが、見解を伺う。 - 例えば、保護者負担が5千円を超える場合は、それ以上を徴収しないという上限制も検討すべきと考えるが、見解を伺う。	- 令和6年5月1日現在の児童生徒数に対して、毎月2千円を補助する場合では、学校給食を提供する11カ月間で約8億4千万円を要するものであり、財源についても充当可能な特定財源の有無など、国や県の動向を注視していく。 - 本市の学校給食は、児童生徒の成長と健康維持に必要となる量や栄養価について、国の栄養摂取基準を満たすとともに、地場産の食材や、旬の食材を取り入れた出来立てのおいしい給食を提供してきたところであり、今後とも、物価高騰の影響下にあっても、様々な工夫を凝らしながら、温かくおいしい給食の提供を継続していく。 - 将来的な無償化に向け、学校間や市町間の給食費の格差解消、保護者の負担軽減額に係る公平性の確保に必要な財源の国・県・市町の負担割合など検討すべき課題があることから、今後、国・県・市町が連携して制度設計を行う際に、こうした課題を解決しながら、上限制の導入の必要性も含め様々な手法を検討していく。 (教育次長)	学 校 健 康 課
--------------------------------	---	--	------------------

12月11日 中塚 英範 議員	4 闇バイトから青少年を守る取組について ・ 闇バイトの特徴や巻き込まれてしまった際の対応等について、クイズ形式のようなものも活用し、わかりやすい周知啓発を行うべきと考えるが、見解を伺う。 ・ 高校生になるとアルバイトを始める人も増え、早めに正しい知識を持つ必要があることから、中学生に対しても、学校を通して周知啓発や教育を行うべきと考えるが、見解を伺う。	・ 本年3月に、栃木県警察と合同で作成した闇バイトの危険性を分かりやすく伝える啓発用動画を市公式ユーチューブで配信するとともに、闇バイトの募集で利用される恐れがあるキーワードなどの特徴等をまとめ、市ホームページなどを通じて、注意を呼び掛けている。さらに、各学校に対しては、本市が配信する動画や国が示した事例集等を活用するとともに、万が一巻き込まれた際の相談窓口を案内するよう周知している。 ・ 本市では、令和6年3月に改訂した情報モラル/デジタルシティズンシップ教育年間指導計画に基づき、インターネットやSNSを利用する際に注意すべきことについて、小学校低学年から指導している。 (教育長)	学 校 教 育 課 (生 活 安 心 課)
--------------------------------	---	---	------------------------------------

12月11日 金沢 力 議員	6 脳脊髄液減少症について 脳脊髄液減少症への認識を深めるため、教職員に対し、専門家による研修会などを検討してはどうかと考えるが見解を伺う。	- 脳脊髄液減少症については、これまで、養護教諭を対象とした研修会を開催するとともに、本市作成の「部活動指導者ハンドブック」において、頭痛やめまい等の症状がみられる場合には医療機関への受診を保護者に促すなどの対応について周知している。また、ホームページにおいて、不登校状態にある児童生徒が、吐き気や全身のだるさ等の身体症状が続く場合は、受診するよう教職員や保護者への周知、理解促進を図っている。 - 今後、専門家による講話や疾病に関する資料の提示、養護教諭や体育主任などを対象とした研修会等を通して教職員の一層の理解促進に努めていく。 (教育長)	学 校 健 康 課
-------------------------------	--	---	------------------

12月11日 金沢 力 議員	8 学校給食における保護者負担の軽減について 市長の公約として「市立小中学校の給食費を市単独で2025年度から毎月2,000円を補助」が掲げられ、子育てしやすい街として評価される本市にとってふさわしい施策と考えるが、この公約も含め当面の保護者負担の軽減にどのように取り組んでいくのか、伺う。	- 令和4年度以降、食材費高騰への対策として支援を実施してきたところであり、今年度においても米を中心に、学校給食の食材が高騰していることから、今議会に補正予算案を提出している。 - また、本市においては、子育て支援として更なる負担軽減が必要であると認識しており、給食費の無償化に先んじて、保護者が負担する小中学校の給食費に対し、所得などの制限を設けない市独自の負担軽減策を、来年度、早期に実施していく。 (教育次長)	学 校 健 康 課
-------------------------------	---	--	------------------

12月12日 小倉 久美 議員	9 児童生徒1人1台端末の更新について - 更新に伴い、これまで使用していた児童生徒1人1台端末については、広く学校関係者に活用されるよう、使用可能な端末を有効に利活用する必要があると考えるが、見解を伺う。 - 再使用が困難となった旧端末などについては、所有者である市が責任を持ち、端末を適切に処分する必要があると考えるが、見解を伺う。	- 本市では、端末の令和7年度中の調達に向け、栃木県主体の「共同調達会議」に参加し、新端末の仕様書作成や購入手続き等を検討し、準備を進めている。 - 端末の更新にあたっては、学校のICT環境の充実や個人情報保護の観点から、端末の適切な取扱いが重要と認識しており、旧端末の利活用や廃棄方法についても検討している。 「使用可能な旧端末の利活用について」は、更新後も一定数の旧端末が給電しながら使用可能と想定され、国が指導者用端末の充実を求めていること、一部の教職員に端末がないことを踏まえ、教職員や学校関係者など幅広い活用を、端末更新に併せ検討していく。 「使用済端末の処分について」は、各種個人情報や端末に保存されている可能性が高いため、関係法令や本市セキュリティポリシーなどに基つき、端末のデータを確実に消去するとともに、国の認定事業者による廃棄や、メーカーによる再資源化など適切な処分方法を、令和7年度中を目途に検討していく。 - 今後とも、GIGAスクール構想の更なる推進に向け着実に取り組んでいく。 (教育次長)	学 校 管 理 課
--------------------------------	---	---	------------------

12月12日 原 ちづる 議員	1 市長の公約に関すること (1) 学校給食について ・ 市長公約の給食費一律2,000円補助の根拠について、伺う。 ・ このタイミングで給食費への補助を決断された理由を伺う。 ・ 今年度の給食費への補助について、なぜ10月からの補助となっているのか、伺う。 (再質問) ・ 来年度も給食費の値上げが考えられるが、2,000円補助を考慮して給食費を決定したうえで、保護者負担軽減と食材費に充てるなど、学校において柔軟な運用が可能か。	・ 将来的な無償化に向けて、国・県・市町が応分の負担をすることが必要と考える中、まずは、本市がその第一歩として幅広く公平に保護者の負担を軽減できるよう、児童生徒1人当たりの給食費を一律に支援するものである。 ・ 全国的に、自治体独自の給食費支援や無償化の実施が広がるなど、社会的気運が高まりつつある中、本市においても、年々、進行する少子化の流れを変えるためには、更なる子育て世帯の負担軽減を早期に講じることが必要であると判断し、来年度から支援に取り組むこととした。 ・ 給食に使用する食材の消費者物価指数は、本年4月から9月にかけてほぼ横ばいで推移してきたが、その後、給食の主食である「米」の平均取引価格が、直近30年を超える期間で最高値となるなど、給食食材の高騰が見られたことから、安定的に給食を提供できるよう、本年10月から支援を実施することとした。 (教育次長) ・ 現在制度設計中であるが、来年度の支援はあくまで保護者負担の軽減であり、まずは、各学校それぞれの状況にあわせて、必要となる給食費を決定する必要があるため、教育委員会としても注意を促し、そのうえで、保護者負担軽減	学 校 健 康 課
--------------------------------	---	---	------------------

		として実施していく。 (教育次長)	
12月12日 原 ちづる 議員	1 市長の公約に関すること (2) 全天候型プールの授業利用について ・ 市長が公約として挙げた市内5か所の全天候型プールについては、小・中学校のプール授業にも利用するとあるが、学校プールの現状と課題、今後についてどのように考えているのか、市長公約の5つのプールとの関係も踏まえて見解を伺う。 ・ 学校の授業の中で水泳に親しむことができる機会が減ることはあってはならないと考えるが、見解を伺う。	・ 学校プールの利用を基本としているが、施設の老朽化が進んでいる学校もあることから、学校外のプール利用も検討しているところであり、令和5年度から屋内プールを利用した授業を試行的に実施し、天候に左右されない計画的な授業の実施や施設や水質管理に係る教職員の負担軽減などの効果が確認できた。 ・ 今後は、プールの老朽化が著しい学校から、積極的に全天候型プールを利用していく。 ・ 今後は、全天候型プールにおいても、これまでと同様に、学習指導要領に基づき、発達の段階を踏まえながら計画的に実施し、児童生徒が水泳に親しむ機会の確保に努めていく。 (教育長)	学 校 健 康 課

12月12日 原 ちづる 議員	1 市長の公約に関すること (3) 不登校対策について ・ 不登校が増えている要因をどう捉えているか伺う。 ・ 今年度の不登校対策として、メンタルサポーターの出勤日数の増加を行い、その検証が行われていると認識しているが、現段階での効果の検証がされていれば、伺う ・ 不登校の増加率が高くなってきている小学校の別室登校の実施が望まれていると考えるが、見解を伺う。 ・ フリースクールへ通う子どもへの支援について、見解を伺う。	・ 進学や進級による人間関係の変化や思春期特有の不安や悩み、教室で学ぶことだけが唯一の選択肢ではないと考える保護者の意識の変化などが挙げられる。小学校段階からの不登校増加については、コロナ禍の影響による集団活動の経験不足や欠席への抵抗感の低下などがあると捉えている。 ・ 現在、モデル校において、別室利用の頻度や滞在時間など、別室に通う生徒の状況を分析し、生徒の安心感や自信の回復にどのような効果が見られるか検証を行っており、年度末までには結果の取りまとめを行い、来年度の事業に反映させていく。 ・ 小学校においても、専用の別室や保健室等を活用し、児童の実態に応じた別室登校支援を行っており、今後も、全ての児童生徒が安心して過ごせるよう、別室登校支援の充実に取り組んでいく。 ・ 県が国の委託事業として実施している「不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業」を活用し、活動費や交通費の助成を行っているが、所得による制限等があることから、各種制限の撤廃について、引き続き、中核市教育長会を通じて、国に要望を行っていく。 ・ 今後とも、それぞれの児童生徒が学びたいと思った時に、安心して学べる環境を整え、誰一	教 育 セ ン タ ー
--------------------------------	---	--	--------------------

	(再質問) ・ フリースクールを支援する自治体も増えている中で、フリースクールへの支援について、検討されていないという理解でよろしいか、見解を伺う。 ・ 子どもが行きたいと思った施設に支援することは大事なことであると考えてるが、見解を伺う。	人取り残すことのない不登校対策を推進していく。 (教育長) ・ 経済的支援事業の各種制限の撤廃について、国に要望していくとともに、本市の適応支援教室における支援を充実させていく。 ・ 経済的支援事業の各種制限の撤廃について、国に要望していく。また、フリースクールに通う児童生徒も、本市の適応支援教室に通う児童生徒も、引き続き、支援していく。 (教育長)	
--	---	--	--

12月12日 石川 京樹 議員	1 情報モラル教育について - 市内の小中学校の情報モラル教育は、どのような体制で実施されているか。特に、教員が指導する際の支援体制や教材の整備状況について、具体的に伺う。 - ネットいじめやオンラインゲームなどのトラブルに対し、学校と家庭の連携を強化するために、市としてどのような取り組みを行っているか伺う。 - 保護者への啓発活動の現状と課題について、見解を伺う。 - 子どもたちがデジタル社会で自立し、トラブルを未然に防ぐ力を養うために、市として新たに予定している施策や計画があれば伺う。	- 各学校の情報教育主任が中心となってデジタル・シティズンシップの考え方を広めるとともに、市が独自に配置するICT支援員が技術的な側面を支援する体制で取り組んでいる。また、小学校用に19教材、中学校用に15教材を市独自の指導用サイトに集約するとともに、必要に応じて発展的な教材を追加するなど、整備に努めている。 - 全市一斉のノースマホ・ノーゲームデーを設定し、親子で一緒に端末の使い方のルールを考える取組を進めている。 - スマートフォンやオンラインゲームの利用等において、新たなツールやコンテンツが次々と登場する中、家庭の理解が不可欠であることから、引き続き、本市が作成したGIGAスクール特設サイトにデジタル技術を適切に利用するための資料を掲載するなど、保護者への啓発に努めていく。 「情報モラル/デジタル・シティズンシップ教育年間指導計画」を踏まえた指導を着実に実施し、デジタル・シティズンシップを育成するとともに、1人1台端末を最大限に活用し、発達の段階に応じた適切な利用を学ぶ中で、自律した情報の使い手を育成できるよう、教育委員会と学校、家庭や地域が一体となって取り組ん	教育センター (学校教育課)
--------------------------------	--	--	---------------------------

		でいく。 (教育長)	
12月12日 石川 京樹 議員	3 小学校における専科教員の増員について - 本市の小学校における専科教員の現在の配置状況と、特に理科専科および英語専科教員の配置に関する現状を伺う。 - 専科教員の増員について、市としてどのような計画や取組を進めているのか、具体的な方針を伺う。 (再質問) - 市として、専科教員の増員が実現する可能性について、現時点でどのように考えるか見解を伺う。	- 授業の質的向上や教員の負担軽減にあたっては、教員の専門性を生かした教科指導を行うことが有効であると認識している。 - 担任をもたずに、特定の教科について専門的に指導を行う専科教員が、小学校69校のうち、45校に77名配置されており、そのうち、理科専科は、15校に15名、英語専科は、14校に14名の配置となっている。 - 専科教員の配置の有無に関わらず、全ての小学校において、教科担任制を実施しており、特に、英語、理科、算数、体育を重点的に行うこととしておりますことから、教科担任制を着実に推進するため、専科教員の増員を引き続き、国・県に要望していく。 (教育長) - 現時点で国・県に要望しているところであり、今後も強く要望していく。 (教育長)	学 校 教 育 課

12月12日 石川 京樹 議員	4 小中学校における教員の働き方改革について ・ 教員の負担軽減に向けた取り組みが進む中、事務要員やスクールサポートスタッフの全校配置について、市としてどのように検討しているのか伺う。 ・ 令和5年6月議会の答弁でも触れられていた「業務内容の精選」について、現状どのような進展があり、さらに改善する余地はどこにあると考えているのか伺う。 ・ 他自治体の成功事例を参考にした新たな取り組みや計画はあるのか伺う。	・ 本市では、国の事業を活用し、市が実施主体となり、教員の業務を支援する職員を、今年度、17名配置しており、教職員の業務負担軽減に効果が見られているため、今後も引き続き、県が実施主体となり全校配置となるよう要望していく。 ・ 本年3月に「第2次宇都宮市学校における働き方改革アクションプラン」を見直し、電子決裁システムの新たな導入や、校務のデジタル化の更なる推進により、教職員の負担の軽減に努めている。取組の更なる推進にあたり、保護者や地域に、働き方改革の目的を理解していただく必要があることから、本年9月には、働き方改革に係るメッセージを発出し、学校への協力をお願いしている。 ・ 現在、部活動における専門的な指導や生徒の活動機会の充実を図るため、地域連携・地域移行を進めており、教職員の負担軽減にもつながるため、今年度、先進事例の視察を行うなど、他自治体の取組を参考にしながら、本市が目指すべき方向性等について検討している。 (教育長)	学 校 教 育 課
--------------------------------	--	--	------------------

12月12日 石川 京樹 議員	6 103 万円の壁引き上げに伴う影響と対策について 子どもの家の需要増加について 103 万円の壁引き上げに伴い，子どもの家の需要が増加することが予想されるが，既存の施設が需要増に対応できる体制を整えられるのか，見解を伺う。 - 本来，子どもの家の利用が必要な家庭が，積極的に利用できるような働きかけについて伺う。	- 子どもの家事業については，保護者が昼間労働等により，家庭にいない児童の健全育成を行うことを目的に実施している事業であり，本市においては利用を希望する全ての児童の受入れを行っている。 - これまでも，子どもの家の需要が増加し，新たな場所の確保が必要と見込まれる場合については，学校の空き教室の活用を基本としつつ，場所の確保ができない際には，独立棟を整備し，必要な面積を確保しているところであり，引き続き，利用を希望する全ての児童を受入れられるよう取り組んでいく。 - 本市では，次年度の利用申込みを始め，長期休業期間前など，様々な機会を捉え，全ての保護者へ定期的な利用案内をするとともに，就学援助対象世帯等に対し，経済的な負担の軽減を図るため，利用料金の減免を行うなど，利用を希望する全ての児童が確実に子どもの家を利用できるよう取り組んでいる。 （教育次長）	生涯学習課
--------------------------------	--	--	--------------

12月13日 篠崎 圭一 議員	4 小中学校におけるインクルーシブ教育について (1) いじめ重大事態について - 継続して相談機関を紹介するなどの働きかけを十分に行っていれば、自身の行動に困難を抱える児童により、登下校時にけがを負った児童が不登校になった事案は防げたと考えているのか、どうすれば今回の事態を防げたと考えているのか伺う。 - 落ち度がないのに被害を受けた児童と保護者に対し、今後も期限を設けず、十分かつ本人や保護者が納得できる対応を行う責任があると思うが見解を伺う。 - 落ち度のない児童が深刻な被害をうけるような事態が予見された場合の、保護者の負担について、どうあるべきと考えるのか見解を伺う。 (再質問) - 答弁中に「加害児童の保護者に対し継続して相談機関を紹介するなどの、強い働き	- 加害児童の突発的な行動によるトラブルの未然防止を図るため、スクールカウンセラーを交え、多角的な視点から学校組織全体で支援について十分に検討することや、加害児童の保護者に対し継続して相談機関を紹介するなどの、強い働きかけが必要であったと考えている。 - 大学教授、弁護士、精神科医、公認心理士で構成する「学校教育問題対策専門委員会」の助言をもとに、学校医や、スクールカウンセラーなど専門家とも連携を図りながら被害児童や保護者の安心や納得を得ることができるよう、対応している。 今後、進学の際には確実な引継ぎを行うとともに、学校間での緊密な連携を図り、被害児童が安心して相談できる体制を整えるなど、継続的な支援に努めていく。 - 突発的に行動してしまうなど、課題を抱える児童がいる場合には、必要に応じて、当該保護者に対し個別の対応を依頼するとともに、市においても、個別の支援を行うための職員の配置について検討する。 (教育長) - 何度か働きかけを行ったが継続して行えなかったことが不十分だったことから、もっと粘り	学 校 教 育 課
--------------------------------	---	---	------------------

	かけが必要であった」とあるが、どのような働きかけを想定しているか。 保護者の負担について、困難を抱える児童の保護者に対する配慮が足りないと考える。全保護者に交代で見守りを依頼するなどしないとインクルーシブ教育が進んでいかなないと考える。特定の行動が予見されるような保護者への支援が必要だと考えるが見解を伺う。	強く働きかけるべきだったと考える。 困難を抱える保護者の負担（への支援）について、登下校であれば他の保護者に協力を依頼できる場合もある。教室内での見守りについては当該児童生徒の保護者に行ってもらえるケースはあるが、別の保護者に行ってもらえる事例はあまりない。 （教育長）	
--	---	--	--

12月13日 篠崎 圭一 議員	4 小中学校におけるインクルーシブ教育について (2) いじめ重大事態を踏まえた今後の防止策について ・ 「困難を抱える子ども」が危害を加える事態が起これば、被害児童生徒はもちろん、他の児童生徒や保護者は怖いという感情を持つこととなり、インクルーシブ教育が逆効果となり、全ての労力も無駄となると考えるが、見解を伺う。 ・ 「困難を抱える子ども」を受け入れる場合、教室や登校方法を分けるなどの対応をとる必要があると考えるが、見解を伺う。 ・ 「困難を抱える子ども」が他の児童生徒に危害を加えるおそれが強く、完全に防ぐ手立てや指導を行っても改善しない場合、何らかの基準を設け学校として受け入れられない、という選択も致し方ないと考えているが、見解を伺う ・ 「困難を抱える子ども」に必要な合理的配慮については、「過度な負担を課さない」とされており、この部分を適用すれば、学校として「困難を抱える子ども」を受け入	・ 「障害者の権利に関する条約」において、障がいのある者が排除されないこと、教育の機会が与えられることなどが定められており、共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で共に学習することができるよう、引き続き、インクルーシブ教育を推進していく。 ・ インクルーシブ教育を推進していく観点から、児童生徒の苦手さを改善・克服し、能力を最大限発揮できるよう、障がいの特性に応じて、多様な学びの場において指導を受けることにより、自立し社会参加できるよう支援している。 ・ インクルーシブ教育を推進していく観点から、受け入れないという基準を設けることなく、すべての児童生徒が等しく教育を受けられるよう努めていく。	教育センター (学校教育課)
--------------------------------	--	---	---------------------------

	れられない、との判断が可能かと思うが、 見解を伺う。 「困難を抱える子ども」に対し、常時1名の担当をつけること以外に完全に防げない考えるが、どのような対策対応で重大事態を防止しようと考えているのか、伺う。 - 今後、重大事態が起こった場合に、被害に遭った本人や保護者が納得するような、徹底的な保障やサポートを行う責任が生じると考えるが、その覚悟はあるのか伺う。 (再質問) - 重大なことが起きたことで、国に対して何か要望する考えはあるか。	- これまでも、いじめや暴力行為を許容しない雰囲気づくりの下、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携しながら個別面談を行い、様々な要因を明らかにし、その後の対応策に生かすよう取り組んでおり、引き続き、人の配置も含め、学校と家庭、教育委員会が一体となって重大事態の未然防止に努めていく。 - まずは同様の事態が発生しないよう取り組んでいくが、万が一発生した場合には、被害児童生徒への初期段階からの適切な支援や、加害児童生徒への必要な指導を行いながら、児童生徒が安心して学べる環境づくりに努め、被害児童生徒や保護者の安心や納得を得られるよう、対応の徹底を図っていく。 (教育長) - 人の配置や施設の整備には予算が必要であることから、国に対して要望を行うとともに、学校においては、ただ単に受け入れることなく、しっかりと配慮を行った上で、インクルーシブ教育を推進していく。 (教育長)	
--	--	---	--

12月13日 篠崎 圭一 議員	4 小中学校におけるインクルーシブ教育について (3) 子どもの家での対応について - 学校以上に体制が整っていない子どもの家において、暴力をふるう児童などについて、一定の基準を設け、受け入れない判断を可能とする必要があると考えるが見解を伺う。 - また、受け入れる場合は、指定管理者の責任ではなく、教育委員会として責任をもって何らかの対応が必要と考えるが見解を伺う。	- 子どもの家事業については、保護者が昼間労働等により、家庭にいない児童の健全育成を行うことを目的としており、国の運営指針において、すべての児童に等しく利用する機会を確保するように定められていることから、引き続き、利用を希望するすべての児童を受入れていく。 - 子どもの家においては、児童の特性や発達段階に応じた育成支援を適切に行える体制となるよう、支援の単位に1人以上、放課後児童支援員認定資格研修を修了した支援員を配置しており、本市独自に、児童の特性に応じた支援方法などを、事例を通して学ぶ研修を毎年実施し、多くの支援員に参加を促すことで、支援員の資質向上に努めている。 さらに、特別な配慮が必要な児童が利用している子どもの家については、状況に応じて、本市の障がい児対応アドバイザーによる訪問指導や、児童2人に対し1人以上の障がい児等加配支援員の配置などを行っており、本市としても、子どもの家において児童の特性に応じた育成支援を行えるよう、積極的に取り組んでおり、今後も、子どもの家の利用を希望するすべての児童の健全育成が図れるよう、支援員の資質向上や相談・支援体制などのより一層の充実	生涯学習課
--------------------------------	--	---	--------------

		に取り組んでいく。 (教育次長)	
12月13日 篠崎 圭一 議員	5 小中学校における不登校や自殺の対策について (1) 未然防止策について - 小中学校に原則一名のスクールカウンセラーを配置し、子どもたち全員に面談を行うために、必要な人員と時間を確保し、不登校や自殺の未然防止につなげることが最善の策と考えるが、見解を伺う。 - また、このことを行くと仮定した場合、どの程度予算が必要なのか、伺う。	- 日頃から児童生徒をきめ細かく観察し、小さな心の変化に気付くことができる学級担任が、様々な立場の教職員と連携協力しながら、全ての児童生徒と年2回の個別面談を実施している。その中で、特に心理的な支援が必要な場合にスクールカウンセラーにつなぐなど、心理と教育の両面から全校体制で支援している。今後も、教職員が児童生徒の不安や悩みを把握し的確に対応できるよう、教職員研修や校内研修を行うなど、教職員の資質向上に努めていく。 - スクールカウンセラーを全校に配置するためには63名が不足しており、別途、8,800万円程度の予算が必要となる。 - 今後とも、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう、現在配置されているスクールカウンセラーを有効に活用し、児童生徒の心の悩みの早期発見・早期対応、不登校や自殺の未然防止に学校と教育委員会が一体となって取り組んでいく。 (教育長)	教 育 セ ン タ ー

12月13日 岡本 源二郎 議員	6 結婚支援策について 神奈川県では、中学生を対象にライフキャリアすごろくを使い、ライフ、生活部分と仕事のキャリアの両面について考えるきっかけをつくるプログラムを行っており、本市においても、ライフプラン教育に取り組むべきと考えるが見解を伺う。	- 現在、中学校3年生の社会科公民的分野では、生徒が、少子化や人口減少による家族や社会の変化や影響を理解することができるよう、就職や結婚、退職などの具体的なライフイベントを取り上げ、生活の在り方と関連付けて考察する機会を設けている。 - また、児童生徒が、学校で学んだことを人生や社会に生かしていくことができるよう、学校生活や進路に係る記録を蓄積する「宮・未来キャリア・パスポート」を活用して、義務教育9年間の成長を振り返りながら、18歳の自分への手紙を書くなど、将来を展望する取組を推進している。 - 今後は、「宮・未来キャリア・パスポート」に高齢期までの人生を見通したライフプランづくりを取り入れ、社会の変化や人生の選択に主体的に向き合い、生涯にわたって自らの生き方を考え続けることができる宮っ子の育成に努めていく。 (魅力創造部長)	都市ブランド戦略課 (学校教育課)
---------------------------------	---	---	------------------------------

12月13日 久保井 永三 議員	3 闇バイトについて ・ 幸せはたやすく手に入らないことを改めて教え、さらなる人間力を高めるため、教育委員会・市長部局など総力をあげて犯罪防止に取り組む問題と考えるが、見解を伺う。 ・ 闇バイト撲滅広報の発信をあらゆる手段を用いて行うべきと考えるが、見解を伺う。	・ 本市では、児童生徒に望ましい勤労観・職業観を育成するため、「宮・未来キャリア教育」を推進し、一人一人が働くことの大切さを実感しながら、自分の意思や判断に基づいて行動することができるよう取り組んでいる。 日頃からの児童生徒への指導に加え、闇バイトなどの犯罪防止に向け、広く市民に注意喚起を促すなど、各種取組を推進してきたところであり、引き続き、全庁一丸となって取り組んでいく。 ・ 本年3月に、栃木県警察と合同で作成した啓発用動画を市公式ユーチューブで配信しているほか、各学校に対しては、本市が配信する動画や国が示した事例集等を活用するとともに万が一巻き込まれた際の相談窓口を案内するよう周知している。 また、闇バイト募集で使われるキーワードや特徴等をまとめ、市ホームページなどで注意を呼び掛けるとともに、街頭での啓発活動を実施したほか、警察と本市の連名により市内の中学校、高校、大学に対して学生・生徒への周知・啓発を依頼した。今後とも、闇バイトの撲滅に向け、あらゆる手段を用いて、周知啓発に取り組んでいく。 (市民まちづくり部長)	生活安心課 (学校教育課)
---------------------------------	--	--	--------------------------

12月13日 久保井 永三 議員	5 学校教育について 小学校における動物の飼育状況と今後の対応について ・ 少子化が進み、近隣に同世代の子供達が少なく子供同士の会話や遊びも難しい今日、動物や鳥類とのふれあいはとても大切だと考えるため、本市における動物の飼育状況と今後について伺う。	・ 小学校の約3割で小動物や鳥類を飼育しており、衛生面への配慮や長期休業等における管理などの課題から、飼育を行う学校数は減少傾向にある。 本市の小学校では、獣医師による小動物とのふれあい教室等により動物とふれあう機会を創出するとともに、めだかや金魚、昆虫などの飼育が多く行われており、今後とも、動物園や水族館での校外学習など、生き物に親しむ多様な教育活動を通し、思いやりや命を大切にする心の育成に努めていく。 (教育長)	学 校 教 育 課
---------------------------------	---	--	------------------

12月13日 久保井 永三 議員	5 学校教育について いじめと不登校の要因について ・ 少子化が関係していると考えられる先輩・後輩や同世代の仲間達の交流の希薄化などが、いじめや不登校の要因の一つと考えるが、見解を伺う。 ・ 本市におけるいじめと不登校の状況を伺う。 ・ 優しく・たくましい子ども達を育成するための基本としていることを伺う。	・ いじめの要因は様々だが、人間関係の構築が苦手なことや表面的な友人関係、思いやりの欠如等であると考えている。 また、不登校の要因も様々な要因が複雑に絡み合っているが、進学や進級による人間関係の変化や思春期特有の不安や悩み、学校に登校し、教室で学ぶことだけが唯一の選択肢ではないと考える保護者の意識の変化等であると考えている。 ・ 令和5年度の本市のいじめ件数は令和4年度から55件増加して509件であり、増加傾向だが、学校は、早期にいじめを認知、対応し、深刻な事態を未然に防止している。 また、令和5年度の不登校児童生徒数は令和4年度から182人増加して1,602人であり、増加傾向にあるため、今後とも、本市いじめ防止基本方針や不登校対策の手引書に基づき、児童生徒の心の変化や小さなSOSを捉え、不安や悩みに寄り添うとともに、安心して過ごせる学級づくりなど、取組を着実に推進していく。 ・ 「宮っ子心の教育」を推進し、運動会や体育祭、冒険活動教室などを通して小さな頑張りを認め励ましながら、思いやりや、目標に挑戦し、ねばり強く努力するたくましさを涵養するよ	学 校 教 育 課 (教育センター)
---------------------------------	--	---	-------------------------------

		う取り組んでおり、今後も、人との繋がりや体験活動の充実を図りながら、未来社会を力強く生き抜く宮っ子の育成に努めていく。 (教育長)	
12月16日 出井 昌子 議員	2 学校給食とオーガニックビレッジ宣言について - 給食食材を、市場の変化に合わせた価格で購入できるようにするため、市として支援すべきと考えるが、見解を伺う。 - 給食食材は、オーガニックにするべきと考えるが、見解を伺う。	- 本市の給食食材の価格は、各学校が、購入先の生産者と十分に話し合いながら、市場価格の変動を踏まえて決定している。 - 適正価格による購入について、学校に指導するとともに、物価高騰の状況下においても学校が、食材を適正価格で購入できるよう、令和4年度以降、給食費への支援を実施してきたところであり、今年度も、今議会に、支援策に係る補正予算案を提出している。 - 今後も引き続き、各学校に対して、給食食材の適正価格による購入を指導していく。 - 流通している食材については、国や県などによる残留農薬検査が行われており、安全性が確保されていると考えていることから、オーガニックも含め、栽培方法の違いにより区別せず、選定している。 - 今後とも、児童生徒の健康の保持増進に向けて安全安心な給食の提供に努めていく。 (教育次長)	学 校 健 康 課

9月16日 今野 哲也 議員	1 市長の政治姿勢について (1) 石井小学校校舎整備について 市長の公約の中に石井小学校の整備があるが、開校から50年以上が経ち、老朽化が目立つ石井小学校の校舎整備はどのようなスケジュールで、どの程度の規模感で行うのか伺う。	- 本市においては、「宇都宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した校舎や体育館の大規模な改修に取り組んでいる。 - 校舎の長寿命化改修は、これまでに1校が完了し、現在2校の改修工事に着手しており、工事が完了した星が丘中学校の生徒や学校関係者からは、「壁や床がきれいになり、雰囲気明るくなった」「トイレが衛生的になり使いやすくなった」等の喜びの声をいただいている。 「整備スケジュール」については、これまでに耐震化以外の大規模な改修がなく、今後、長寿命化改修を予定している小中学校の中で最も古い建物であるなど、整備の優先順位が高いことから、早期に事業着手できるよう、現在、検討を進めている。 「整備内容」については、長寿命化計画における整備水準を基本とし、既存校舎の躯体を活かした建物内外の改修をはじめ、トイレ改修やバリアフリー化、照明のLED化とともに、カーボンニュートラルの実現に向けた新たな取組として外壁や窓の断熱化等を予定している。 - 引き続き、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、今の時代にふさわしい快適な教育環境の充実に努めていく。 (教育次長)	学 校 管 理 課
-------------------------------	--	--	------------------

9月16日 今野 哲也 議員	8 ネットリテラシーについて ・ ネット上の誹謗中傷は深刻さを増しており、子どもたちをネット社会の有害性から守るためにも大人に対してのネットリテラシー教育こそが必要であると考え、本市の親学出前講座におけるネットリテラシー教育の充実について見解を伺う。	・ 誹謗中傷対策など、ネットリテラシーの育成にあたっては、大人に対しても理解の促進を図っていくことが重要であると認識している。 ・ 本市においては、親学出前講座において、保護者のネットリテラシーを高める有効な手段のひとつとして、関連する内容の講座を複数用意しており、今年度は、17回の講座開催の申し込みをいただいている。 ・ 本年7月に発行した情報誌「こどもるっくる」において、「デジタル世代の子育て」をテーマとして、誹謗中傷対策の視点も取り入れて発信した。 ・ 今後とも、親学出前講座の受講者の意見などを踏まえながら、ネットリテラシーに関する講座内容の更なる充実を検討していくとともに、様々な機会や媒体を活用し、周知・広報の強化に努めていく。 (教育次長)	生涯学習課
-------------------------------	---	--	--------------

第１７回うつのみや人づくりフォーラムの実施結果について

- 1 **開催日** 令和６年１１月９日（土） 午前１０時～午後２時３０分
- 2 **会 場** 南図書館
- 3 **主 催** うつのみや人づくり推進委員会（委員長：日野圭子）
- 4 **来場者** 約５，０００人（前回：約１，５００人）

5 内 容

（１）ステージイベント

① 人づくり講演会

講師 鮫島彩 氏（元プロサッカー選手）

演題：「目標・夢を持つ大切さ～目標に近づくための思考法～」

聴講人数：１６６人



人づくり講演会

② 輝け！宮っこドリームステージ

市内団体の人づくりに係る取組を周知し、人づくりの取組の意欲向上を図る。

- ・雀宮ユースバンド（英国式ブラスバンド）
- ・上戸祭宮っ子ステーション放課後子ども教室（フラダンス）
- ・どれみふぁクラブ（ハンドベルと器楽の合奏）
- ・さやか昭和アイドルソング（歌唱）
- ・絆翔～HY～（よさこいパフォーマンス）



雀宮ユースバンド



どれみふぁクラブ

※ ほかに教育支援者感謝状贈呈式を実施

(2) 宮っ子ジョブタウン（12ブース）

子どもたちが職業体験を通して人との関わり大切さや社会の仕組みなどを学び、豊かな職業観や勤労観を養うきっかけとする。

No.	体験内容	参画企業	体験人数
1	保育士体験	宇都宮市私立保育園協会	56 人
2	健康診断体験	宇都宮市医療保健事業団	24 人
3	クリスマス飾りづくり	宇都宮地区幼稚園連合会	80 人
4	エコフラワーづくり	栃木菅公学生服(株)	17 人
5	カメラマン体験	サトーカメラ(株)	15 人
6	美容師体験	ビューティーアトリエグループ総美(有)	34 人
7	ボッチャ体験	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	37 人
8	配管工事体験	宇都宮市管工事業協同組合青年部会	166 人
9	エンジニア体験	ネットヨタ栃木(株)	43 人
10	警察車両乗車体験	宇都宮南警察署	114 人
11	消防士体験	南消防署	60 人
12	「子どもを守り育てる都市宣言」の啓発	宇都宮市子ども部	128 人

合計 774人（延べ）



美容師体験



配管工事体験

(3) パネル展示

- ・人づくり推進委員会構成団体の活動紹介
- ・「子どもの手本となる50の言葉ここがすごい！大人の行動コンクール」受賞作品の漫画



※令和6年12月23日～12月27日の間、市役所1階市民ホールでも実施予定

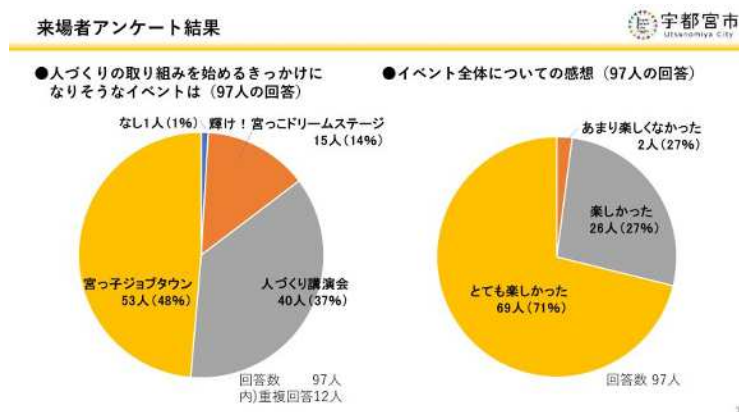
6 来場者アンケート（回答者 97 名）

- ・人づくりの取組を始めるきっかけになりそうなイベント

① 宮っ子ジョブタウン：48％ ② 人づくり講演会：37％

- ・イベント全体について

とても楽しかった・楽しかった：98％



7 総 括

令和元年度以来の南図書館での開催となり、来場者は昨年度より増加した。南図書館を会場としたことで図書館利用者を巻き込めたこと、知名度の高い講師を招聘することができたことが来場者の増につながったものと考えられる。一方で、今回は飲食ができるブースの設置がなく、来場者の会場滞在時間が短かったことが見受けられた。

イベント全体としての満足度は高いことから、より多くの市民に来場いただけるよう改善を加え、引き続き、来場いただいた市民が人づくりの重要性を再認識し、今後の行動を起こすきっかけとなるイベントとなるよう内容の磨き上げに努めていく。

第１９回食育フェアの実施結果について

１ 開催概要

(1) 開催日時

令和６年１０月６日（日）午前１０時～午後３時

(2) 会場

ライトキューブ宇都宮，宮みらいライトヒル

(3) 主催

うつのみや食育フェア実行委員会（委員長：大森玲子）

(4) 来場者数

約３０，０００人（前回：約１８，０００人）



２ 教育委員会関連事業

①小中学生による「トマト料理コンクール」

- ・入賞者表彰式
- ・コンクール上位入賞者による調理披露
- ・最優秀賞作品の試食



②教育委員会ブース出展

- ・司書による食育に関する図書の読み聞かせ
- ・お膳並べ体験
- ・親子体力測定（握力）
- ・食育クイズ
- ・教育委員会実施事業パネル展示



司書による読み聞かせ



お膳並べ体験



握力測定と食育クイズ

令和６年度宇都宮市民大学公開講座について

市民大学の更なる周知と認知度向上を図るため、下記のとおり実施する。

1 実施概要

- (1) 日時
令和７年３月２日（日） １３：３０～１５：００
- (2) 会場
宇都宮市文化会館小ホール
- (3) 定員
先着５００名
- (4) 受講料
１，０００円 ※１９歳以下は無料
- (5) 講師
えのもと はるか 氏（飛込競技 東京・パリオリンピック出場）
- (6) 演題
「宇都宮から世界の舞台へ～オリンピックを経て未来へはばたく～」
- (7) 申込
令和７年１月６日（月）から受付開始
- (8) 申込方法
申込専用フォーム、人材かがやきセンター窓口、ファクス、はがき
- (9) 周知方法
市内公共施設、小中学校、高等学校等にチラシ・ポスターの配布、
市ホームページ、広報うつのみや、市公式LINE（教えてミヤリー）、
市公式X、市公式Instagram、生涯学習課Facebook・Instagram等で周知を予定



2 今後のスケジュール

- | | |
|--------|-----------------|
| 令和７年１月 | 広報うつのみや等にて周知・募集 |
| ２月上旬 | 受講決定通知発送 |
| ３月２日 | 公開講座開催 |

（参考）榎本遼香選手の経歴

- ・ 宇都宮市出身，作新学院高等学校卒業
- ・ ２０２１年 東京オリンピック出場 女子３ｍシンクロ板飛込５位
- ・ ２０２２年 世界選手権 女子３ｍ板飛込１０位
- ・ ２０２４年 パリオリンピック出場 女子３ｍ板飛込１８位